

医療関係機関様向け



排出事業者が発行する マニフェスト (産業廃棄物管理票)

廃棄物処理に係る、排出事業者が行うマニフェスト作成及び管理について

発行 一般社団法人 日本歯科商工協会

企画編集 日本歯科器械工業協同組合
歯科医療機器廃棄課題検討WG

排出事業者が発行するマニフェスト (産業廃棄物管理票)

廃棄物処理に係る、排出事業者が行う
マニフェスト作成及び管理について

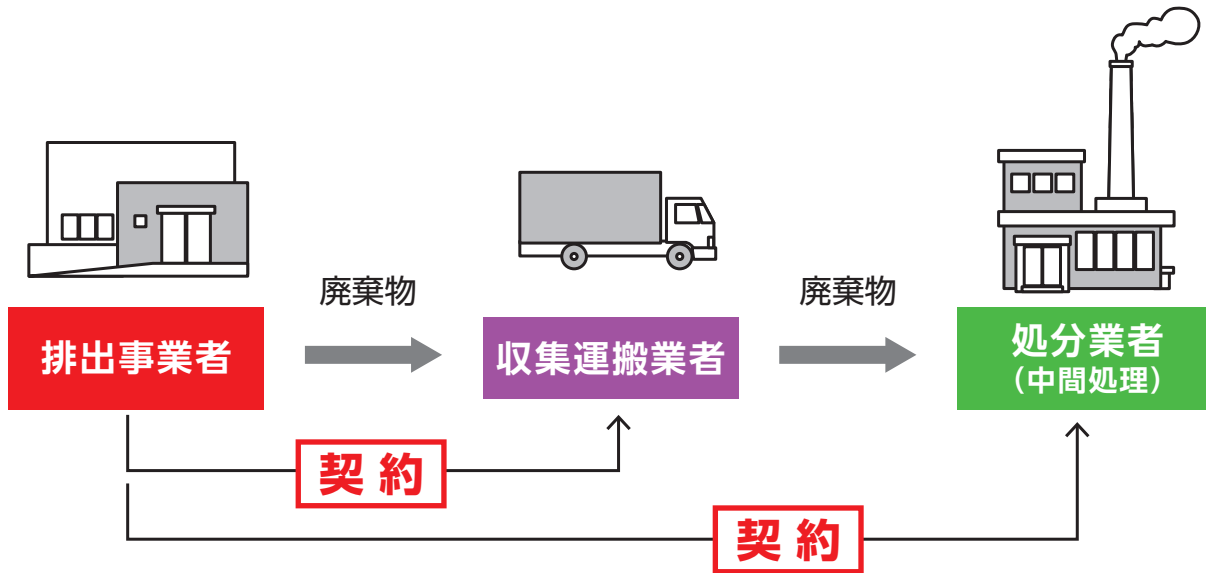
目次

1. 産廃業者との契約	2
2. マニフェスト(産業廃棄物管理票)の構成 (1次マニフェストと2次マニフェスト)	3
3. マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付手段 (紙マニフェストと電子マニフェスト)	4
4. 紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)の流れ	6
5. 紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)への記入	7
6. 電子マニフェスト(産業廃棄物管理票)の流れ	10

1 産廃業者との契約

排出事業者(医療機関)は廃棄物の処理を自らは行わず、他人(専門業者※1)に委託することができ、委託する場合には法に定める委託基準により、収集運搬業、処分業の許可を有する処理業者との事前委託契約書締結が必要になります。

※1 専門業者とは、収集運搬業者、処分業者(中間処理)のこと。



- ・排出事業者は収集運搬業者、処分業者(中間処理)それぞれに委託契約が必要となります。
- ・契約書類案は収集運搬業者、処分業者(中間処理)がそれぞれ用意しております。

2

マニフェスト(産業廃棄物管理票)の構成 (1次マニフェストと2次マニフェスト)

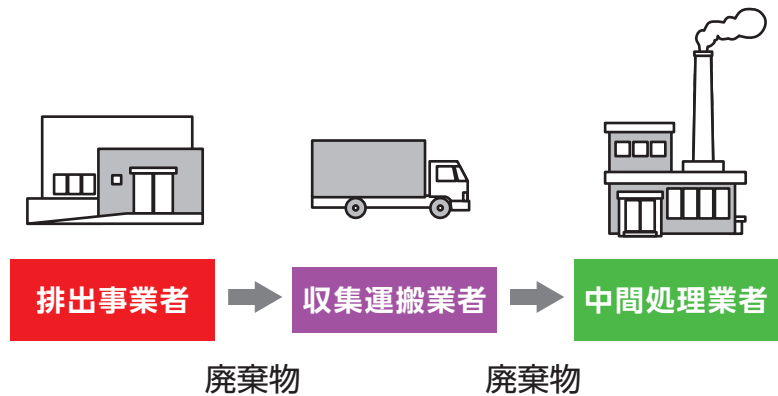
排出事業者(医療機関)自らが排出する産業廃棄物処理を専門業者へ委託契約する際、最終処分まで適正に処理されたことの確認が必要となり、そのためには廃棄物引渡しと同時に収集運搬業者へマニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付が必要になります。

排出事業者から交付されたマニフェスト(産業廃棄物管理票)は1次マニフェストとし中間処理業者までの運用になります。その後、中間処理業者から最終処分業者までの運用が2次マニフェストとなります。

1次マニフェスト

排出事業者発行

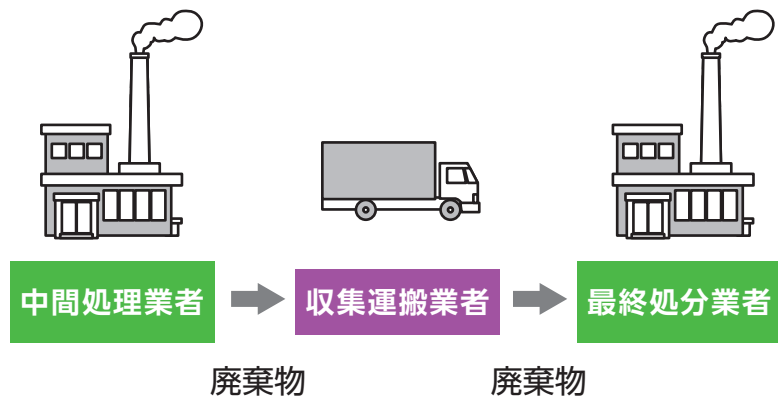
「マニフェスト」運用範囲



2次マニフェスト

中間処理業者発行

「マニフェスト」運用範囲



3

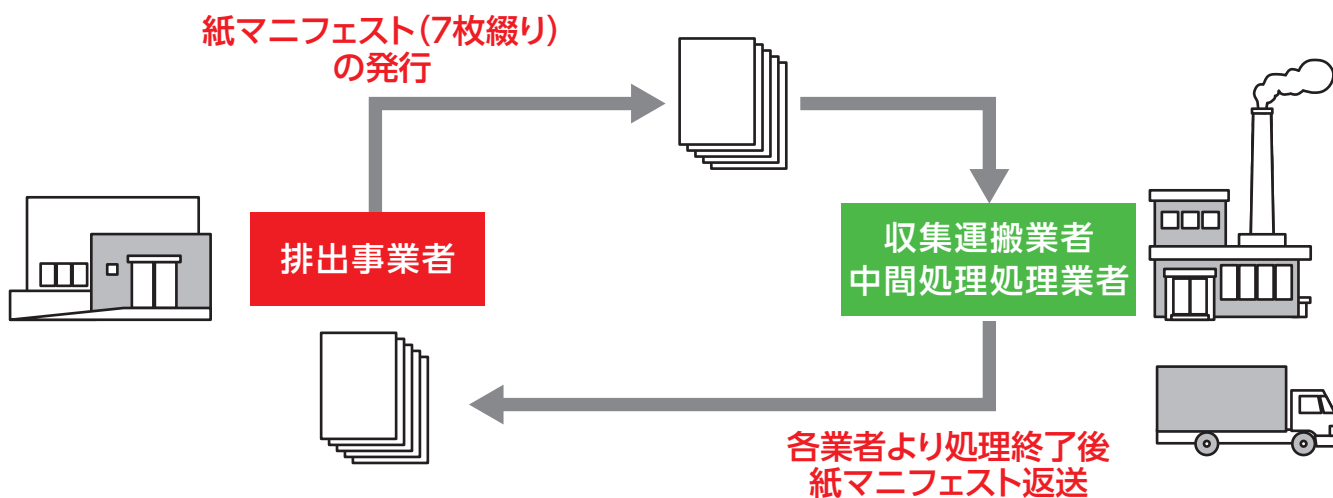
マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付手段 (紙マニフェストと電子マニフェスト)

マニフェスト(産業廃棄物管理票)には紙の伝票で運用する“紙マニフェスト”と電子情報組織の利用による“電子マニフェスト”の2つの交付手段があり、排出事業者で選択が可能です。

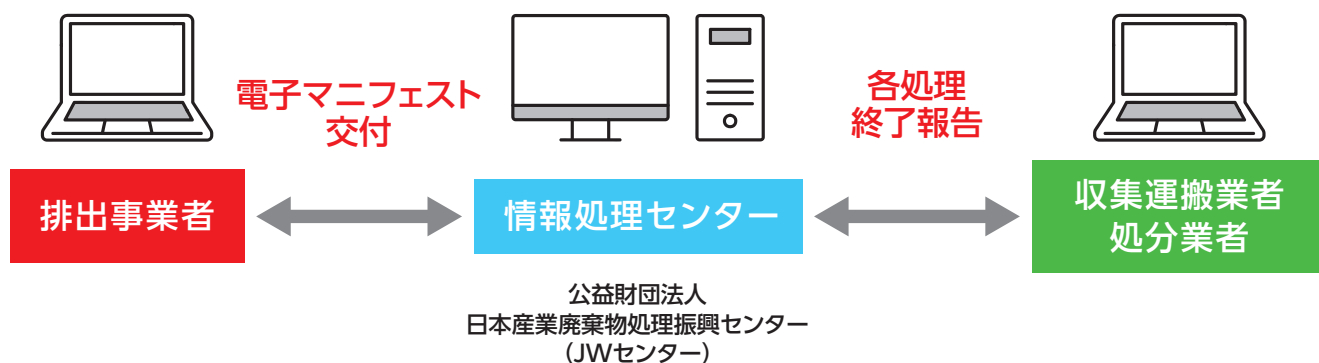
なお、紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)は各都道府県の産業廃棄物協会等で販売されています。

電子マニフェストは国の指定機関である“公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター”の管理運用となり、登録には費用が掛かります。

紙マニフェスト



電子マニフェスト



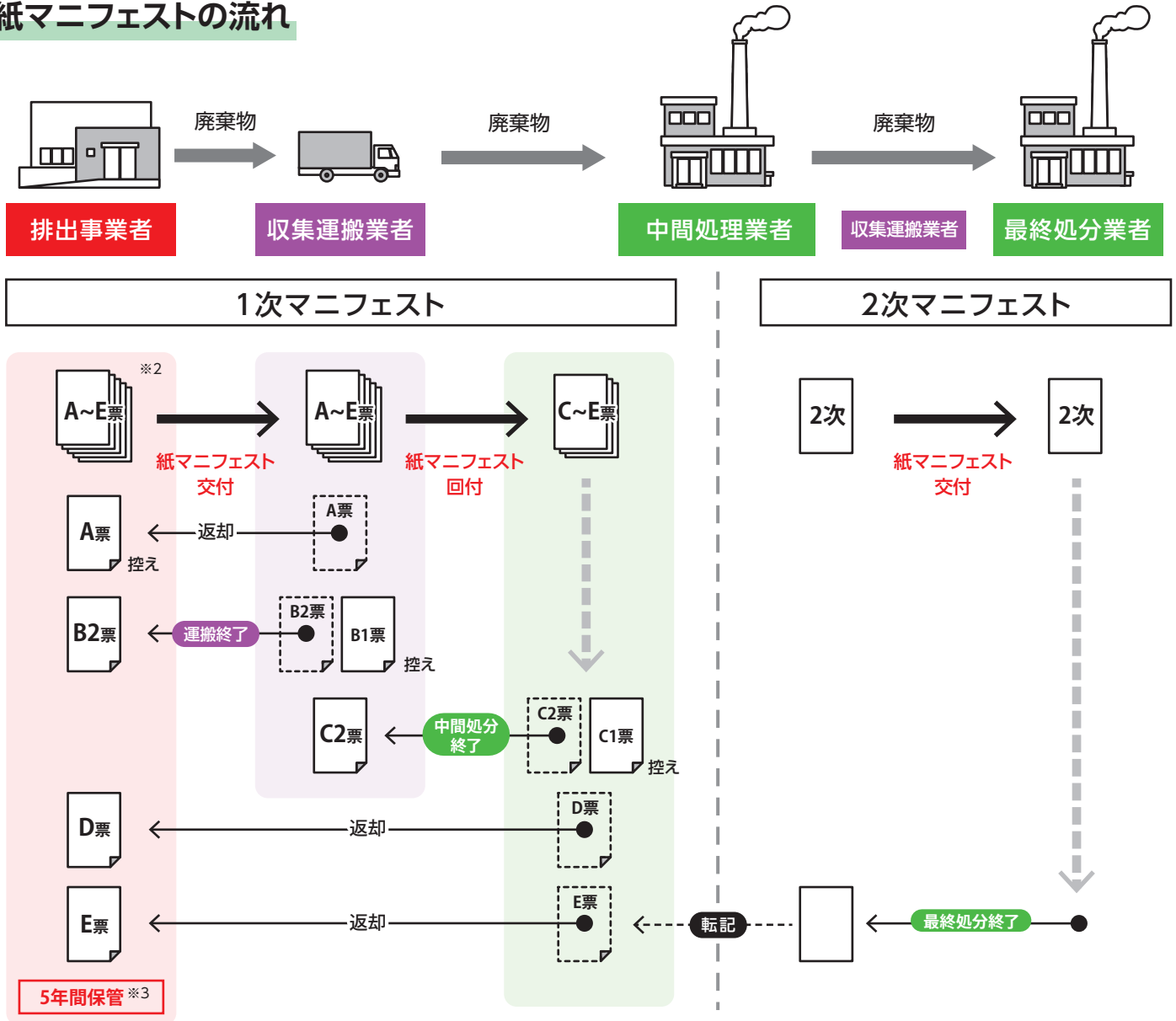
紙マニフェスト・電子マニフェストの比較

	紙マニフェスト	電子マニフェスト
マニフェストの 交付や登録	排出事業者は収集運搬業者 (または処分業者)へ廃棄物の 引渡しと同時に交付する。	収集運搬業者(または処分 業者)へ廃棄物の引渡した 日から3日以内にマニフェスト 情報を入力(登録)。
収集後の運搬 及び 処理の確認	収集運搬業者・中間処理業者 から返送されたマニフェスト で処理状況を確認する。	収集運搬、中間処理、最終処分 の終了報告が情報処理セン ターへ電子メール等で報告 (登録)。 報告された内容を確認。
マニフェストの 保管	各業者から返送される マニフェストを含め5年保管が 必要。	収集運搬業者(または処分 業者)へ廃棄物の引渡した 日から3日以内にマニフェスト 情報を入力(登録)。
都道府県への 報告	都道府県への報告義務。	情報処理センターで報告。

4 紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)の流れ

各処理業者へ委託契約後、廃棄物の引き渡し時にマニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付する必要があります。マニフェスト(産業廃棄物管理票)は廃棄物と共に移動し、各処理業者(収集運搬業者、中間処理業者)で処理後にマニフェストへ必要事項が記載され、それぞれ排出事業者へ返送されます。マニフェスト(産業廃棄物管理票)はA~E票の7枚綴り(複写)となっており、ページ毎に役割があります。

紙マニフェストの流れ



- A票** 排出事業者の控え
- B1票** 運搬業者の控え
- B2票** 運搬が完了し運搬業者から排出事業者へ返送
- C1票** 中間処理業者の控え
- C2票** 処分が完了し中間処理業者から収集運搬業者へ返送
- D票** 処分が完了し中間処理業者から排出事業者へ返送
- E票** 最終処分が完了し中間処理業者から排出事業者へ返送

※2 マニフェストA~E票の7枚を廃棄物とともに収集運搬業者へ引き渡し、「運搬の受託」欄に必要事項が記入されたA票のみが返却されます。

※3 排出事業者(医療機関)は最終的に A票、B2票、D票、E票が集まり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により交付日から5年間の保管が義務付けられています。

5

紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)への記入

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日	① 月 日	交付番号	整理番号	交付担当者 氏名 ②
事業者 (排出者)	氏名又は名称		名称	
	住所 〒 ③	電話番号	所在地 〒 ④	電話番号
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物) ⑤		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)	
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉱さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 かれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 ⑥	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石棉等	
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥		
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 鉱さい(有害)		
数量(及び単位)	⑦			荷姿 ⑧
産業廃棄物の名称	⑨			
有害物質等	⑩		処分方法	⑪
備考・通信欄				
<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 石棉含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物				
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり ⑫ <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり			
最終処分の場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり ⑬ <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり			
運搬受託者	氏名又は名称	名称		
	住所 〒 ⑭ 電話番号	所在地 〒 ⑮ 電話番号		
処分受託者	氏名又は名称	名称		
	住所 〒 ⑯ 電話番号	所在地 〒 ⑰ 電話番号		
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	(受領欄)	運搬終了年月日 年 月 日	数量(及び単位) 有価物捨棄量
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	(受領欄)	処分終了年月日 年 月 日	最終処分 終了年月日 年 月 日
最終処分を行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)			

見本

複製を禁じます
 類似品にご注意ください

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

照合確認	B2票	年 月 日
	D票	年 月 日
	E票	年 月 日

① 「交付年月日」	交付する日付(記載もしくは排出日)
② 「マニフェストの交付者」	交付担当者(排出事業者=個人名)
③ 「排出事業者」	排出事業者の氏名または名称、住所、電話番号
④ 「排出事業場」	排出する場所の名称、住所、電話番号
⑤ 「種類」	普通産業廃棄物にチェック(感染性廃棄物は特別管理産業廃棄物) 各地方自治体及び処理業者への確認を推奨します。
⑥ 「産業廃棄物」	排出される産業廃棄物の種類 例:歯科用チェア機器、歯科用レントゲン装置=廃プラスチック類、金属くず
⑦ 「数量」	排出する産業廃棄物の数量 (例:歯科用チェア機器/1台200~250kg)
⑧ 「荷姿」	バラ積み(包装されない状態)等(排出時の荷姿)
⑨ 「産業廃棄物の名称」	廃棄物の概要 例:歯科用チェア機器、歯科用レントゲン装置
⑩ 「有害物質等」	有害物質が含まれていれば記入(機器の取扱説明書を確認)
⑪ 「処分方法」	「処分業者への確認」を推奨
⑫ 「中間処理産業廃棄物」	未記入
⑬ 「最終処分の場所」	最終処分場所の記入(委託契約書記載内容)
⑭ 「運搬受託者」	収集運搬業者の名称、住所、電話番号(委託契約書記載内容)
⑮ 「運搬先の事業場」	契約した中間処分業者の名称、住所、電話番号(委託契約書記載内容)
⑯ 「処分受託者」	契約した中間処分業者の名称、住所、電話番号(委託契約書記載内容)
⑰ 「積替え又は保管」	積替保管がある場合のみ記入(委託契約書記載内容)

記入例 歯科用チェアユニット

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票										
交付年月日	2000年0月0日		交付番号	%		整理番号	交付担当者 氏名		氏名 (※4) 〇〇〇〇	
事業者 (排出者)	氏名又は名称 〇〇〇デンタルクリニック					名称 〇〇〇デンタルクリニック				
	住所 〒 〇〇〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇都〇〇〇区〇〇〇〇町1-2-3					所在地 〒 〇〇〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇都〇〇〇区〇〇〇〇町1-2-3				
産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 種類 (普通の産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 種類 (特別管理産業廃棄物)				数量 (及び単位)		荷姿			
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input checked="" type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら (有害)	例: 〇〇Kg (〇台)		バラ			
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油 (有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油 (有害)	産業廃棄物の名称		金属くず 廃プラ			
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉱さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥 (有害)	有害物質等		処分方法			
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸 (有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸 (有害)	(※5) 下記項目参照		切断・破砕			
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ (有害)	備考・通信欄		<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 石棉含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物			
	<input checked="" type="checkbox"/> 0600 産プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ (有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん (有害)	中間処理産業廃棄物		<input type="checkbox"/> 管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり			
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物 (有害)	最終処分場所		名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり			
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等	運搬受託者		氏名又は名称 (※6) 下記項目参照			
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石棉等		運搬先の事業場		名称 (※7) 下記項目参照			
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥		積又は保管		所在地 〒 電話番号 (※7) 下記項目参照				
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7423 鉱さい (有害)		処分受託者		氏名又は名称 (※8) 下記項目参照				
				住所 〒 電話番号 (※8) 下記項目参照		所在地 〒 電話番号				
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) 収集運搬業者が記入			(受領欄)	運搬終了年月日	年月日	数量 (及び単位)			
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)			(受領欄)	処分終了年月日	年月日	最終処分	年月日		
最終処分を行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)									
発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会										
照合確認		B2票		年月日		D票		年月日		
		E票		年月日						

(※4) 排出者の氏名を記載。

(※5) “有害物質等” 欄の記載の有無に関し、機器の取扱説明書の確認が必要。

(※6) “運搬受託者” 欄には収集運搬業者の事業所名、住所、TELを記載。

(※7) “運搬先の事業場” には収集運搬業者が廃棄物を持ち込む事業所名、住所、TELを記載。

(※8) “処分受託者” 欄には中間処理業者の事業所名、住所、TELを記載。

6 電子マニフェスト(産業廃棄物管理票)の流れ

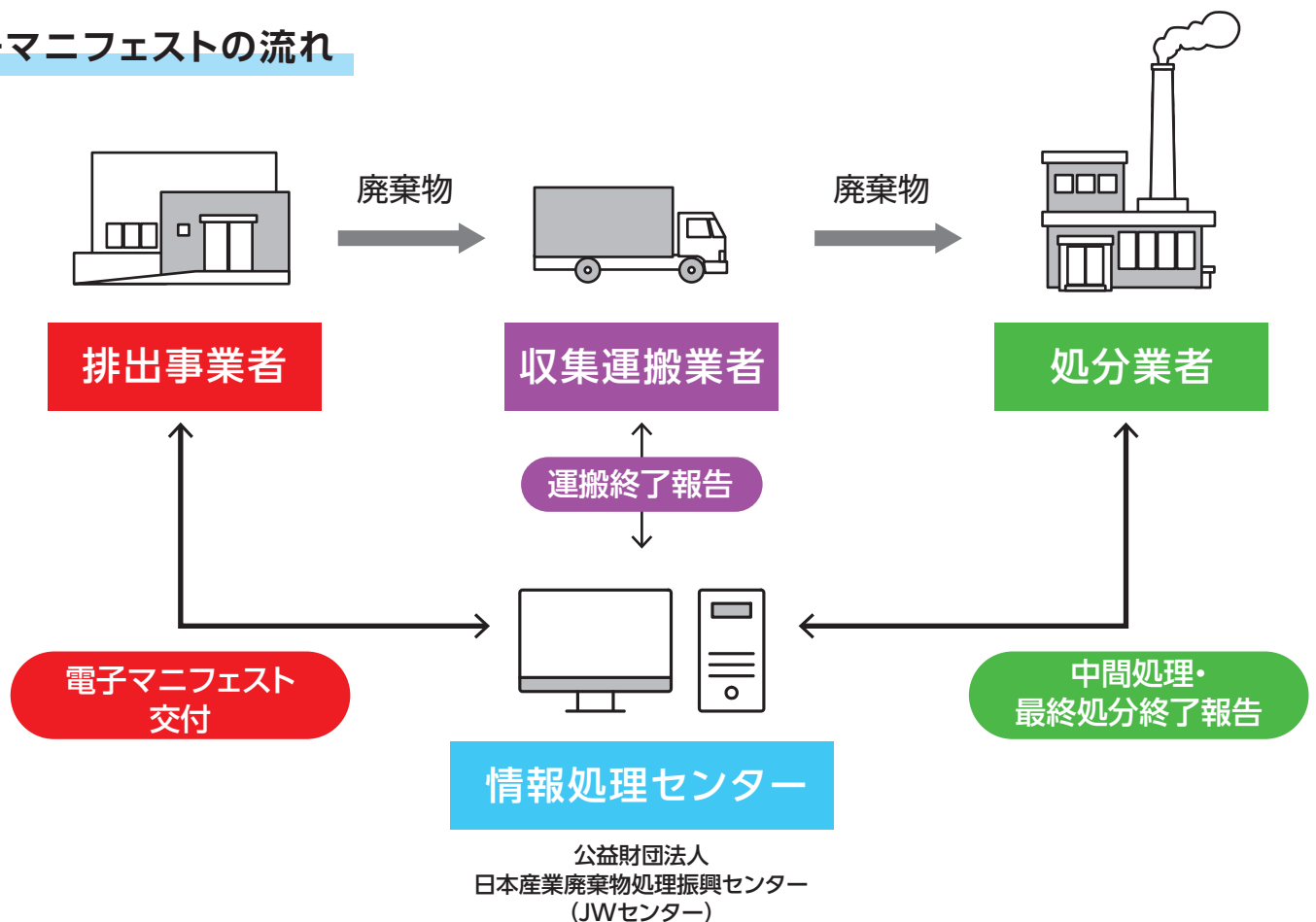
電子マニフェストはマニフェスト情報を電子化し、オンライン上で運用するシステムです。

電子マニフェストは国の指定機関である“公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター”の管理運用となります。

紙マニフェストは年に1度、交付状況を都道府県等に報告の義務がありますが、電子マニフェストの場合、情報処理センターが代行します。

また、紙マニフェストは5年間の保管が義務付けられていますが、電子マニフェストではマニフェスト情報が情報処理センターに保存されるため保管義務はありません。電子マニフェストを活用し廃棄物処理の事務手続きを行うには排出事業者(医療機関)の登録が必要です。

電子マニフェストの流れ



注意

廃棄物を扱う排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者それぞれが電子マニフェストを導入していなければなりません。詳細については“公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター (JWセンター)”へお問い合わせ下さい。 <https://www.jwnet.or.jp/index.html>